

平成 26 年度第 4 回堺市子ども・子育て会議
議事録

開催日時	平成 26 年 11 月 26 日 (水) 午前 9 時 10 分～午後 11 時 10 分
開催場所	堺市役所 本館 3 階 第 1・第 2 会議室
出席者 (委員)	石田委員、石本委員、大江委員、荻野委員、郭原委員、澤田委員 澤本委員、玉村委員、西村委員、平野委員、山縣委員、吉田委員
欠席者	小仲委員、柴田委員、高塚委員、中谷委員、松岡委員
議 事	(1) 教育・保育施設の供給体制の確保方策について 資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 (2) 『堺市子ども・子育て支援事業計画』(案) について 資料 2
資 料	平成 26 年度第 4 回堺市子ども・子育て会議会議次第 堺市子ども・子育て会議座席表 堺市子ども・子育て会議委員名簿 資料 1-1 教育・保育施設供給体制の確保方策 資料 1-2 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の特例について 資料 1-3 教育・保育施設等利用定員 (案) 資料 2 堺市子ども・子育て支援事業計画素案

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	(1) 教育・保育施設の供給体制の確保方策について
中崎子ども企画課主査	資料1-1、資料1-2、資料1-3に基づき、教育・保育施設の供給体制の確保の方策について説明
西村委員	資料1-1の1ページ、1号認定子どもの数字は、先ほどの説明では、a-bがゼロで余裕があるというご説明で、次に、資料1-2の特例の資料を見ると、1号認定子どもの特例枠が395とか30という数字が出ているが、この数字を含んで、資料の1-1の1ページは、数字が並んでいるのか。
中崎子ども企画課主査	そうです。ここの認定こども園特例枠 395 という数字も、資料1-1の1ページ目、1号定員の方に含んでいる。
石本委員	少し問題だと思うのは、確かに31年度までの計画の中で、いわゆるa-bがまだ残っているというか、-になっていないところがたくさんあるように思う。その解決策として、27年度と28年度については、円滑化を活用するため一定程度の解消ができると思う。しかし、29年度からは円滑化の活用ができない。それなら円滑化するのではなく、今から定員増できないのか。これがまず一つ疑問である。また、円滑化は定員以上に子どもを受け入れるということである。来年度、再来年度と円滑化する上で問題はないのか疑問が残る。その辺りのご説明や考え方等をお示しいただきたい。
山縣会長	2点お願いします。
中崎子ども企画課主査	円滑化については、当然、国の基準、職員配置の基準、あるいは面積の基準等を遵守した上で、今もご努力いただいている。今後もちろん遵守していただきながら、できる範囲で園に協力いただくということで、27年度と28年度は、円滑化の数字を入れている。29年度以降は円滑化できないため、円滑化がないという前提で計画している。実際の運用の中で円滑化は出てくると思うが。委員のおっしゃるように利用定員増をこちらからも働きかけていければと考えている。また、幼稚園から認定こども園への移行によって、保育の必要な子を受け入れていただ

	<p>く予定である。それでもなお不足する場合は、新規に認定こども園を募集する必要があると考えている。29年度以降は、円滑化は年度当初ないという前提での計画にしている。</p>
山縣会長	<p>石本委員が言われたのは、特に2つ目の質問、国の最低基準はおかしていないが、子どもの育つ環境が悪くなるのではないかということか。</p>
石本委員	<p>そうです。</p>
山縣会長	<p>その部分についての質問だったと思う。ただ、答え方については、事務局的には今の答え方しかないとは思っている。そこは結構、色々なところでポイントになっていて、この新制度以前からやっているので、そこからずっと引き続き課題になっているところだということである。</p>
澤田委員	<p>資料1-2で、移行調査で全部、移行希望を認めるのは問題ないと思うが、利用定員の上積みに、どのように歯止めをかけるのか心配している。しかも2号、3号を見ると、必要がないという堺区や西区、南区で増えているが、必要な区は、意向調査をかけても増えていない。結局、認めていくけれども、今、困っている区ではなかなか待機児解消にはならないのではないかと。もう一つ、ある程度、利用定員を認可で移行するのはいいけれども、利用定員の枠は、ある程度、歯止めをかけないと過当競争が将来的に起こってくる可能性が高い。その辺について、国はいくらでも上積みしていいといっているが、最終的には子ども・子育て会議、堺市で決めていいということになっているので、例えば、27年、28年の待機児の状況を見ながら、ある程度利用定員の枠というのは、堺市は決めておく方がいいのではないかと。もう一つ、先ほども話があったが、2号3号の子どもの解決を、定員の弾力運用や新しい施設をつくる方がいいのだろうと思うが、ただ、今度この中に小規模保育が入ってくる。そんなにたくさん土地も財政もない中で、そこに任せていくというのが、失礼ながら、子どもの環境にとって本当にいいのか。ある程度、運用基準の中での、枠のない中で弾力運用をする方が子どもさんにとってそんなに悪環境ではないと。むしろ、待機児の解消をするために、マンションの1室でもいいというようなところで、しかも株式会社が入ってくるような環境の中で育つ子どもの方が環境的にどうかと心配している。弾力運用しているということだけを見るのではなく、ある程度、現状を見ていく方がいい。国は、弾力運用で待機児解消とはしないと。それは分かるが、実際は待機児ゼロという</p>

<p>羽田子ども企画 課主幹</p>	<p>のは難しいのではないかと考えている。環境面で、弾力運用してたくさん取ったからいけないという見方だけではなく、小規模を増やしていくということの方をむしろ心配している。その辺についてどのように思っておられるのか。</p> <p>資料1-2の特例の考え方について、表の書き方もあるが、澤田委員がおっしゃるように、需給のバランスが整っている堺区、西区、南区の数字が上がっている。資料1-2については、特例制度は需給のバランスが取れている区域において、需要量を上乘せするような形で計画を定めるという性格上、中区や東区で需給のバランスが取れていない、まだ枠が欲しいところで定員増がないわけではない。その数字については、資料1-1の方で数字が載っている。需給のバランスが整っている区域については、資料1-2で、需給のバランスが整っていないけれども、さらに需要量を上乘せするような見せ方をすることで、資料1-2という形で、これも国の基本指針の書きぶりもあるが、分けて書いているという形で、今言っている需給のバランスが整っている区域の分の上乗せ部分が資料1-2に出てくると。澤田委員ご指摘のように、待機のある、まだまだ欲しい区域には、この数字が上がってきていないというのは、そういった理由によるということである。決して、中区や東区、美原区、北区で既存の施設の定員増がない、幼稚園から、認定こども園からの移行が全くないわけではない。ある分については、資料1-1の方で数字の方は反映させていただいている。</p> <p>もう一点、先ほど石本委員のご指摘とも連動すると思うが、円滑化の取り扱いと、小規模保育事業の関係でということである。当面は、円滑化については、だんだん減らしていっているのは、今回の計画でも分かっていたかと思うが、円滑化については29年度当初には、使わないで計画設定をしていくということは、国の方針でもある。ただ、一方で、最低基準は遵守した形での円滑化ということで、円滑化イコール子どもの環境悪化ということは、行政として言いにくいところはある。一方、今後は、需給のバランスを見ていながら、市の方針として示しているとおり、基本的には、まずは第一義的には既存施設を活用し、幼稚園、保育所に受け皿を増やしていただきたいというのが第一である。ただ、それでも待機児童がいるという状況については、新しい施設をつくって枠を増やしていく。その一つの手法として、小規模保育も視野に入れている。小規模保育事業を実施いただく際には、市で定める基準について遵守した形で、質を担保した認可事業という形で行っていただく予定にしている。</p>
<p>澤田委員</p>	<p>表の見方はよく分かったが、ある程度、バランスが取れている時に、利用定員の上積み分をどれだけやるかという枠付けを将来的にどうしていくのか。それをこ</p>

<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>の会議で決めていくのが国の方針だと思うが、その辺についてはどうか。</p> <p>基本指針にもあるように、特例を含めて、利用定員の設定については、最終、子ども・子育て会議でご意見をいただくということが子ども・子育て支援法に記載がある。事務局から既存の事業者の意向を確認しながら、子ども・子育て会議に提案してご議論いただくのは、澤田委員ご指摘のとおりである。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>認定こども園枠で、南区、西区が話題になっているが、南区は全て私立幼稚園が少なくとも認定こども園になっているということですね。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>まだなっています。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>そういう意味では、国の考え方もそうだが、皆さんがどう考えるかだが、スタート時点で保育所と幼稚園の参入に差を付けてはいけないのではないかという前提だが、南区について言うと、残っている私立幼稚園が遅れて2号、3号をつくられるということについては、おそらく不適切な競争関係になり得るということではないか。ただ、南区の周辺にある中、東、北の待機児童が残りそうなどところとの関係で見えていくしかないのかなと。その辺に対して供給していくならば、必要性はあるだろう。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>おっしゃるとおりだが、反対に、保育所が1号の定員設定、資料1-2の丸の一つ目、1号認定子ども（既存保育所から認定こども園への移行）というところで、先ほど、資料1-1でご説明させていただいたとおり、1号認定については、需給が整っている。ただし、保育所の方から認定こども園に移行される際にも、やはり1号、2号、3号と定員が一定そろうというメリットがあるので、保育所の方も1号認定子どもの設定を一部やっただけでいるので、こちらとのバランスも含めた形で事務局の方で検討させていただき、議論いただくことになると考えている。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>今の点、若干、委員の方々にコメントしておく、私立幼稚園が制度外からこの制度に入ってくる話と、保育所が1号認定をつくと性格が違うところがある。利用者の方々が、確認を受けない幼稚園ではなく、1号認定の方を希望すると申し出たら、保育所が1号定員を認定せざるを得ないのではないかと。幼稚園とは性格が違って、市民の方々の意向が相当反映され、保育料の話など細かい利</p>

<p>荻野委員</p>	<p>用に関わる問題が関わってくるのではないかと思います。とにかく、スタート時点は、ある程度了解をいただいて、今後、利用状況なり市民の意向なりを考えながら、途中で見直しをしていくという仕組みになっているので、そこで対応するしかないのではないかという気がする。他に大きな論点は何かあるか。美原区は人口は少ないが、待機児が非常に多いというバランスの悪い状況になっている。</p> <p>確かに、美原はすごく残っているなと思った。現在も子どもを幼稚園に預けているが、定員があるからそこまでぎりぎりいっぱい入れたらいいという問題でもないと思う。うちの子の幼稚園でも、たくさん園児さんが入ってきたから、定員一杯まで増やすということで、28人のクラスだったのが35人となった。やはり、その時にものすごく保護者からクレームが出た。やはり、預ける側としては、定員内だからということではなく、質のいい保育を望む。人数が増えると、先生も全員を見切れない場合もあり、保護者としても不安になる。定員や基準を満たしているからいいのではなく、質のいい保育を求めている。円滑化で定員を超えても受け入れるのであれば、保育士の数を増やすなどしてほしい。27年度になるから、とりあえず資格を持っている人を集めるということではなく、しっかり見てくれる先生をお願いしたいということもあるし、その辺のことも考えてやってほしいというのが保護者からの希望である。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>今の話で一つ確認したいが、認可定員と利用定員という2つの定員が存在することになる。認可定員というのは、制度上、最大入れることができる子どもの数というイメージであるが、堺市はその差をどんどん認めていくのか。それともできるだけ一致させるか。認可定員と利用定員の差がある時に、利用定員を超えて市民の希望があった場合に、弾力化ではないが、本当は利用定員設定を超えているが認可定員上は空きがあるから、職員配置さえしてもらえば入所を認めるのかどうか。その辺の考え方を教えてほしい。例えば、100人入る施設だけれども、80人しか利用定員を認めないという状況。保育所では余り起こらないが、私立幼稚園がこの仕組みに入ってきた場合、空きに差が出てくる可能性がある。そこを1号で入れるのは信義則に反すると思うが、待機児があるような2号、3号で幼保連携型認定こども園になった時、利用定員以上を、受け皿上可能だから入れるというのは認めないのか。</p>
<p>羽田子ども企画課主幹</p>	<p>おそらく認めることになる。ただし、超えた状態が2年以上経過した場合は利用定員の変更を求める。定員変更を行わない場合、公定価格が減算されるという仕組みにはなる。経常的に利用定員を超えた受け入れが続くようであれば、それ</p>

山縣会長	<p>は本来の利用定員ではないので、合わせてもらうよう認可権者として求めていくことになる。</p> <p>では、また時間があれば戻ることにする。案件（２）『堺市子ども・子育て支援事業計画』（案）について、概略を説明いただく。</p> <p>（２）『堺市子ども・子育て支援事業計画』（案）について</p>
中崎子ども企画課主査	<p>資料２に基づき、『堺市子ども・子育て支援事業計画』（案）について説明</p>
山縣会長	<p>これまで皆さん方で議論していただいたものが、今、こういう形まできている。一部、本日のデータを入れるというところがあったが、全体を通じて、少しご意見をいただこうと思う。</p>
西村委員	<p>３点ほど質問、意見を言わせてほしい。１点目が、１０ページ、図表１０、女性労働力率の比較という表がある。その右端にコメントが何行かあるが、一番下から２行目に「専業主婦の割合の高い市であることが推察されます」とあるが、他の文面を見ていると推察することが書いていなくて、パーセンテージが高い低いと書いてある。あまり推察は書かない方がいいのではないかと。実際、専業主婦になりたい人と、働く場所が見つけれない人、働きたくないけれどもしょうがなく働いている人が、この中にもものすごく含まれていると思うので、単純に３０歳以上の労働力が全国に比べて低いというだけでいいのではないかと思う。</p> <p>２点目が、２８ページ、「４．子ども青少年の育成をめぐる課題」ということで、さまざま挙げられているが、２９ページには、基本理念の一番上に、「子どもの健やかな育ちの推進」の２行目に、「障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子ども」という表記があって、２８ページを見た時に、障害から虐待までは一とおりに書いてあると思うが、貧困対策を課題として書いておく必要があると思った。実際、国の方でも８月２９日、子どもの貧困対策に関する大綱ということで、それを問題視されている部分もあるので、貧困対策も一つ大きな課題だと思っている。</p> <p>３点目、３０ページ、「３．計画の柱」の「（４）教育・生活環境の充実」の最後の行、私も大事だなと思っているところだが、「家庭における親育ちの過程の支援を進める」ということがあって、親育ちの支援が具体的な事業として何かあるのか教えてほしい。</p>

山縣会長	<p>最初の2つは委員の意見を聞いてからにしたい。文章の削除という提案なので、委員の意見も聞いた方がいいだろうと思う。10 ページ、事実を超えて推察が入っているところ。その推察の中に、専業主婦は色々な立場があるということを、一括して高いという表現が適切かどうか。その他のところに合わせたらどうかという意見についてどうか。消しても、おそらく全体に問題はないし、むしろ誤解を招く表現かもしれないと思う。</p>
大江委員	<p>実際、この表が有配偶者の女性だけについて書いてあるのかによって、逆に不正確になる可能性もあるので、その辺りも確認したい。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>そこまで確認が取れていない。</p>
山縣会長	<p>数字的には大きな影響はないと思うが、有配偶者でない方も入っている。一人親家庭等で専業の方も入っている。それによって数字が変わるほど大きくないので影響はしないと思う。</p>
大江委員	<p>いずれにしても、ちょっと不正確になってしまうと思うので、私も削除の意見である。</p>
山縣会長	<p>10 ページの最後については、低くなっているという事実だけにとどめるのでいいか。28 ページで、子どもの貧困について、国を挙げて対策していこうという時に、その課題認識が入っていないのではないかということだが。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>1 ページの計画策定の背景で、下から3段落目の最後の方に、西村委員ご指摘のように、子どもの貧困対策の推進に関すること、背景についてふれている。そのことから考えて、委員指摘のように、書きぶりについては精査させてほしい。項目としては、やはり、ふれておく必要があるというのはご指摘のとおりだと思うので、修正をさせていただきたいと思う。</p>
山縣会長	<p>事務局から案があったが、私もそうした方がいいと思う。特に必要がないという意見があれば、もう少し議論するが、なければ文言は再度提案いただくとして、今の段階では入れるという趣旨だけ了解したい。では、3番目の質問についてお答えいただきたい。</p>

中崎子ども企画 課主査	63 ページ、真ん中辺り、家庭教育支援事業ということで、家庭教育に関する学習の機会や情報、親子の絆を育む場を提供します。平成 24 年度から保護者の学びを支援する学習会に対して、講師、学習テーマについて情報提供等の支援を行う「家庭教育サポート講座」を実施しているということが該当する。
山縣会長	他にも、拠点事業等も親と一緒に子育てを応援している性格の事業であるし、保育所・幼稚園でも、拠点事業をやっていなくても、最近是一緒に育つためのプログラムを提供している。
大江委員	22 ページ、調査実施要領の調査対象について、今から変えるのもどうかと思うが、「堺市内在住の「未就学児」をお持ちの世帯」「小学生」をお持ちの世帯」となっているのが、「持つ」という表現が好ましくないと思うので、未就学児の「いる」世帯としてはどうか。
山縣会長	最近、障害などでも「持つ」ではなく「ある」という表現をする。
羽田子ども企画 課主幹	修正させていただく。報告書はこの形で出ているので、そちらの方はご容赦いただき、計画書上は委員ご指摘の形で修正させていただく。以後、この辺の表現については注意したいと思っている。
山縣会長	ほか、いかがですか。
吉田委員	76 ページ、一番下の欄、「家庭の経済的な事情等にかかわらず学習できる環境や」、とあるが、27 年度から新事業として生活困窮世帯の学生を対象として学習教室をとということだが、ある程度、具体的に計画ができていないか。それを教えていただきたい。現状として、生活保護世帯だけが対象とされているようだが、学習に関しては、保護世帯よりも、もっと貧しい母子家庭がたくさんおられるので、保護世帯だけを対象とするのではなく、願望があってもいけないという人たちの学力を上げる施策であってほしいと思っている。もし具体的にある程度、話がまとまっているのであれば教えてほしい。
中崎子ども企画 課主査	所管から確認できているものが、事業概要としてここに書かれている。これから予算を確保できるようにしていき、予算が認められれば、この事業を実施できるということである。それ以上については、今の段階では申しあげることができない。いただいたご意見については、所管課に伝えたい。

石田委員	<p>今、資料を見て、かなりページ数が多く、一生懸命つくられたものだという感じはする。子ども・子育ての基本的なキーワードは「全ての子ども」「全ての家庭」である。国からの中身にもそのように書いてある。これだけ一生懸命つくりあげて、最終的に何が一番重要なのか。とどのつまりは保護者負担だと思う。これまでずっとやってきた中で、保護者負担については、この厚いページの中に何も取り上げられていない。9月の会議にも、「その他」のところ資料Aという形で、本決まりではない。私も、私立幼稚園の代表としてここに出席している以上、私立幼稚園の事業者のことでなく、やはり、堺市の子ども半数が私立幼稚園に通っている中で、第33回私立幼稚園PTA研修大会でも、要望書でも決議したが、それは市長、議長、教育長を前にして決議したが、やはり、全ての子ども、全ての家庭という限りは、幼保格差、公私格差、この辺りも33年間言い続けていることを、子ども・子育て支援新制度がスタートするにあたって、千載一遇のチャンスであると位置付けて見守ってきていたわけである。しかしながら、この子ども・子育て会議においても、議題として取り上げられることなく、非常な危機感を私は持っている。座長にもお願いしたいのだが、最終的な保護者の負担割合の違い、この間資料Aで見せられた違いが非常に大きい。全ての子ども、全ての家庭を堺市として同一に見るとするならば、あまりそういうことがあってはいけないと思う。したがって、予算のこともあるし、今までの経緯が色々あるので、激変することはよろしくないという意見も聞こえてはくるが、それならば、支援事業計画というものの中に、どういう年度計画、年次計画で、幼保の負担格差を解消する方向に持っていくかというようなことをある程度謳いあげていただかないと、またずっと33年間、私たちが言い続けてきたことが44年間、55年間という形で、ずるずる伸びていってしまうように思う。ここはしっかりと計画にも謳いあげていただかなければならないと思っている。</p>
山縣会長	<p>施設利用に関する利用者負担の差をどうするのか。この計画の中まで書き込むのかどうかという話。もう一点は、確認を受けない幼稚園を利用されるお子さんについての問題を堺市が補填すべきなのか。意見としては、補填すべきであるという意見である。この点についていかがか。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>計画の内容に、利用者負担のことを書き込むことについては検討の時間をいただきたい。基本的には、今回、素案としてお示ししたとおり、そういった記載は考えてはいない。石田委員ご指摘の趣旨はよく分かるが、利用料については計画内ですべき議論なのか、計画ではないところで議論すべきなのかということは、</p>

<p>山縣会長</p>	<p>事務局で検討させていただきたい。</p> <p>これまで子ども関係の計画で利用者負担を書いたことはないと思う。介護保険事業計画の中には保険料計画は書くが、領域によって違うことを認めていくのか、領域を超えて市民サービスで同じような計画をつくるべきなのかというところもからんでくると思う。</p> <p>後段については、いかがか。堺市の子どもであることは事実だから、堺市が責任を持つべきだという考え方と、そこの運営にかかわっている実施主体、責任主体がそれをやるべき話だとすると、私立幼稚園の利用者に対する格差問題は大阪府が調整すべき話であって、私立幼稚園でも確認を受けた幼稚園についていうと、当然、仕組み上は堺市の責任になる。堺市の仕組みの外にある確認を受けない幼稚園の利用者に対しても、市民であることは間違いのないからやるべきであるということと、どちらを選択するか。考え方としては、両方成立しうらと思う。ただ、それをやると、幼稚園だけの問題かということになる。私立小学校、中学校、高校も非常に高いので、そこの調整をする必要も出てくるが、それは府の責任であるという捉え方もできる。論点を整理するとそういうことで、どちらがいいかというのは委員の意見を聞くしかないと思う。</p>
<p>西村委員</p>	<p>それを議論するためには情報が少ない。専門家は情報もたくさん持っておられるだろうし、33年間ずっと訴えておられたということだが、もしこの場で、それについて議論する必要があるなら、われわれはその情報を知り得ない部分があるので、認定を受けていないところがどれだけあって、幼稚園、保育所に行っていない子どもがどれだけいて、利用者負担の格差でいうなら、幼稚園は公私でこれだけ格差があって、負担はこれだけしているという資料がないと議論ができない。</p>
<p>澤田委員</p>	<p>前回も言ったが、堺市民の子どもさんだから堺市がある程度負担しろというのは、保育料の時にも1号認定の子どもさん、これは堺市の責任になるところでは見ているし、若干、国基準よりも安くなっている。今でも私学助成のところの子どもさんに堺市負担で保育料の補填、親御さんの負担を軽くしている。ところが、保育園というのは堺市の管轄である。堺市は政令指定都市だが、大阪府からの援助は何もない。われわれも大阪府民の子である。その辺まで議論が広がってくる。資料が何もない中で、保護者負担が多いといったところで、一つ、私の情報というか、幼稚園連盟が出しているホームページがあるが、そこで240名定員規模の収入と支出を公表している。収入が240人規模で、親から納めるのが7,000万円、大阪府から3,900万円の私学助成、これも経常経費、施設事業者に出すのが3,900万、事業収入等々で1,400万円、トータルで1億4,400万円の収入があると。人</p>

<p>石田委員</p>	<p>件費率で 7,400 万円、経常とか云々で、数字は忘れたが、その中で特に気になったのが、減価償却に相当する建て替えの積み立てが 1,400 万円等々支出があって、1 億 4,400 万円と、平成 19 年度の資料だが、公表してある。240 人で 3,900 万円の私学助成があって、120 人とか 90 人規模では 2,000 万から 2,500 万円いただいている。これはどうかと思う。幼稚園は 4 時間で、夏休み、土曜日が休みである。就園奨励費は親御さんの負担を減らすために、大阪府が予算を組んでいる。これも金額は記憶にないが、かなり出ている。それでまだ何をしろというのかと。資料を出してくると、だんだん自分のところの首を絞めると私は思っている。施設型給付に入れば、堺市の責任になるのだから、そこではじめて議論できることであって、私学助成のまま残って、大阪府の管轄の中に残っていて、堺市なんぼか出せというのはちょっと筋が通らない。そうしたらわれわれも大阪府民だから、大阪府から金出せ、私学助成にそれだけ金を出しているんだったら、もっとこっちに回したらんかいという話になる。だから、やっぱり同じ土俵に乗って来ないと、議論にならないのではないかと思っている。</p> <p>おっしゃるのであれば、これはあまり言わないでおこうと思ったのだが、今度、公立の幼稚園も施設型給付になる。ということは、応能負担だろう。応能負担というのは、保護者の所得に応じてグループが決まるということなのに、一定額の利用率しかないというのは筋が通らない。僕らにいわせれば、公立さんが何で価格ダンピングするのかと。おかしい。そうしたら駄目じゃないかと。民間では、公のところの金額よりも安く徴収してもいいですよ。その代わり、その分、収入は減るけれども、国は面倒みないと。自分の責任でやる。堺市は全部税金である。ここの辺りの矛盾の方が、公私間格差とおっしゃるのであれば、まずそちらの問題を民間の幼稚園は突くべきであって、私学助成でずっと残っているところが、大阪府と堺市はやっぱり土俵が違うのだから、議論にならないし、資料も何もない中で、ここで判断しろといってもおそらく無理だと思う。</p> <p>公立幼稚園のダンピング問題については、われわれも 33 回の要望書の中にしっかりと書き込んでいる。その点と、それから同じ土俵で議論できないとおっしゃった。大阪府の所管であるとか、堺市の所管であるとか。ただ、堺市民であるからというのは、一見、乱暴ないい方に聞こえるかもしれないが、堺市民全てがどこの私立幼稚園に、どこの公立幼稚園、どこの民間保育所、公立保育所、全て好きなどころに行ける状況にないわけである。要するに、今までの政治的な経緯で、泉北ニュータウンには公立幼稚園がない。それは、財政的に堺市がそこまで手が回らないから、私立でやってくれというような経緯があった。そのため、泉北ニュータウン、南区に住んでいる方は公立幼稚園に行きたくても行けなという状況もある。だから、堺市全市において、美原区もそうだが、色々な過去の経緯があ</p>
-------------	---

<p>山縣会長</p>	<p>った中で、よかれと思って近所の幼稚園に行く人もあれば、遠くの神様の方が効き目がいいといって遠くまでわざわざ何時間もバスに乗って行く人もいれば、色々ある。選択肢がきっちりと保証されていない中で、行かざるを得ないなかで行っている保護者がたくさんいる。そういう視点で見れば、堺市という行政区域があつて、その中の市民である人たちに、やはり、同じように差を付けずに、同じ子育てをしている市民なのだから、同じようにしてあげるのが基本的なスタンスだと、私は思う。</p> <p>他市のことを云々することもどうかと思うが、計画の中で料金表までは記載されていないから、そうするんだとおっしゃるならば、他市のことも逆に取り上げて、他市で公私間格差、幼保間格差を一切なくしている保護者負担の一覧表もたくさんある。また、公立幼稚園が、このままダンピングを続けているのも困るし、やはり、私が今まで言ったように、堺市民をひとくくりにするのは、あまりにも乱暴だという言われ方をずっとして、黙っているのは、私立幼稚園を選択されて行っている方が、どこまで価格差や保護者負担の格差を分かってきているのか。分かっていても、行かざるを得ないから行っているという方もたくさんいると思う。全て自由選択の中で選んでいるのならそれでいい。大阪府の所管である私立幼稚園に来ている。それは大阪府から補助金が出ている。それでいい。ただ、私が事業者として損だ、得だという議論をここでしてはいけないと思うから言わないが、澤田委員が言われた、私学助成が4,000万円で、われわれは2,000万。少ないかもしれないが、それは人数が少ないからである。一人頭に直したら、補助金は保育所の方がずっと大きい。総額で比べられたら困るし、保育所は8時間やっている。幼稚園はたったの4時間じゃないか。夏休み、冬休みあつて、それでそんなにもらっているのはとおっしゃったが、それはちょっと違う。幼稚園は子どもと直接関わっているのは4時間かもしれないが、その後の4時間は色々な準備や整理に使っている。準備整理というのは、物理的なものではない。それもあるが、子どもの育ちにおける教育のフォローや各家庭における支援をしている。先生は何も4時間やって、はい、さようならで遊んで帰っているわけではないということを、この場で言うておかなければならないと思う。</p> <p>事業者同士の話し合いになっているので、市民委員の方々も含めた議論にさせていただきたい。今の保育所と幼稚園、もともとのベースのところの話が一つ大きな論点になっていると思う。もう一つ、座長という形で整理するならば、十分に予算があるがある中で必ずしもやっているわけではない。厳しい中でやっているとした時に、保育所、幼稚園の利用者について、さらに利用料を下げっていく。利用者にとっても利用料が下がるのはいい話だし、上がるよりも下がる方がいい話だが、そこを下げるところに予算を投入していくのか、在宅の子育て層のサービスが足りないところやニーズ、希望があるのに、結果として堺市では十分実現できていない病児・病後児保育の予算にそれを回すのか。そういうこともあり得</p>
-------------	--

<p>澤田委員</p>	<p>る。総額が、ある程度枠がある中で、どう使うのが一番、子どもたちや家庭にとっていいのかというところで、決して、保育料を下げるだけの話ではなくて、下げたお金がどこから出るかという話になってくると全体の計画に非常に関わってくるので、そういう視点から、保育所も国基準どおりでいいのではないかということも議論としてはあり得る。その分をほかで使ってほしいと。もっと足りないところがあるという辺りも含めて、もう少し時間があるので意見交換をしていきたいと思う。</p> <p>子どもさんは4時間で先生は8時間、その間の4時間を準備に使うのはおっしゃるとおりである。では、保育園を見た時に、8時間あって、準備を一つもしないのかといったら、そんなことはない。その8時間の中でやりくりしながらやっているのだから、結局、一緒である。僕らの目から見ると、4時間も恵まれているなど。一人頭というが、0歳の単価と1歳、2歳の単価と、3歳、4歳、5歳はまるで違うので、違って当然である。国の最低基準で決められているから、当たり前である。一人頭でやるのだったら、3歳以上だけで比べればいいのかなど。時間コストで比べれば、はっきり出のかなど思っている。</p> <p>他の事業に云々という話、堺市に限られたお金の中でやる中で、給付と事業、13事業、今おっしゃった病児保育などもそうだが、そこにもお金を回さなければならぬとなってきたときに、私学助成をもらっているのは大阪府から。堺市民というけれども、堺市民の保護者負担云々されるのであれば、今、せつかく33年間ずっと待っておられたのなら、今がチャンスである。施設型給付に移れば、ちゃんと応能負担で、保護者負担も軽くなる。それをなぜしないのか。幼稚園が施設型給付になれば、同じ内容で保護者の方が楽になる。われわれはしんどくなるが。</p> <p>もう一つ、消費税を財源とするという大きな転機が来て、でもその7,000億はどこに行くかとなった時に、民間保育園に出ているお金というのは4,000億円ぐらいである。それは、どれだけ7,000億円から回ってくるかとなった時に、ほとんど回ってこない。単価が変わらない。今の単価と公定価格がほとんど一緒。7,000億が新しく保育園に回ってくることはあまりない。だから、われわれにとってそれほどメリットはない。ではその7,000億はどこに行くか。今、言ったような病児保育や小規模保育とか、施設型給付に移行する幼稚園を公費でみよう。そちらに出る金の方が圧倒的に多い。そういうことを考えてくると、やはり、保護者負担というのであれば、応能負担にしてあげた方が、保護者の負担も軽くなるのでいいのではないか。でも、来ないで、私学助成のままで残るという理由がもう一つ明らかにならない。お金は限られているが、国の出す財源7,000億円のほとんどは、新しい事業や小規模保育とか、新しくなってくるところに全部いく。認可保育園に来るお金はほとんどない。なくなるのではない。今のままで来るとい</p>
-------------	---

<p>石田委員</p>	<p>うことである。</p> <p>事業者同士のやり合いはここでやりたくないが、誤解を招くようなことを言われるとちょっと黙ってられない。まず、この場に資料がないというが、今、たくさん資料を持っているので出してもいいが、事務局は出たくないから出さないのだろうと思う。だから、議題に挙がらないということが一つ。それから、施設型給付になればいいのに、何で私学助成のままで残っているのかという理由は、澤田委員もよくご存じだと思う。ある程度の規模、200人以上の規模の幼稚園が新制度に入ると2,000万円、3,000万円、私学助成と比べて減収になる。そんなことをしたら、幼稚園はつぶれるので、誰もそちらに行かない。そういうことも含めてこの場で議論して、問題点を浮き彫りにして、堺市の子育てについて話し合う場だと私は思っているが、そういうことが一切ない。要望書は、33回のPTA大会で決議して、市長、議長、教育長の前で決議させていただいた。堺市の子どものというのは、乱暴な意見でもなく、堺市の子どものに違いないし、堺市民の親御さんが面倒見ているのだから、その辺は平等性、公平性を持ってあたっていただきたいと思う。</p>
<p>山縣会長</p>	<p>事業者にはそういう考え方があると、事業者にはそういう対立軸があるということだけは理解いただきたい。他の委員の方々からも意見をいただきたい。</p>
<p>荻野委員</p>	<p>経営のことやお金のことは保護者にはよく分からないが、保護者は一概に保育料を下げればいいとは思っていないと思う。美原区には私立の幼稚園もないし、公立幼稚園しかないが、公立幼稚園は定員割れしている。もともと美原区には公立幼稚園が1園しかない。うちも願書を出したが、同じように税金を払っているのに抽選に外れて行けなかった。あるから行けるとか、あっても行かないとか、その辺は分からない。保育料が安いからみんなが選べるというものでもなく、公立を選ぶ人は、その値段だからと思って行くし、私立に行く人はその値段を払っても求めることがあったり、長く預かってくれたり、スイミングがあるとか、うちの子はこうだからこれをさせたいという色々な思いがあって、その値段を出しても私立の幼稚園に行かせたいということもあると思う。一概に値段だけはいえない。全部値段が一緒になったら、逆に公立に行く子どもがいなくなるのではないかなということも思う。全部値段を一緒にすることまで保護者は求めているか疑問である。</p>
<p>西村委員</p>	<p>うちは子どもを私立、公立どちらの幼稚園にも行かせたので、どちらもよいと</p>

<p>石本委員</p>	<p>ころも悪いところも見えてきたつもりである。やはり、荻野委員がおっしゃるように、財源の話まで理解して選択している親はおそらくいないだろう。だから何を見るかという、料金設定と利用サービスである。それから、家から遠い近いといった地理的な条件しか見ていない。あまり負担割合については、行政側が一定の基準をもって決めることなので、今、色々な課題をおっしゃっていたが、それは別の次元で議論してもらい必要があると思う。子ども・子育て会議というのは、これからどういう子どもたちを育成していくかが大事だと思うので、財源論については、別次元で事業者も入って話をする必要があると思う。</p> <p>先ほどの議論は、大変興味、関心を持って聞かせていただいた。ただいまいただいている資料の3ページ、子ども・子育て支援新制度の目的として3点挙げられている。質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供。これは必ずしも施設が一つであるという意味ではないと思う。幼稚園という幼児教育を主な目的とした施設。しかし、そこでも子どもたちが一定、施設の中で居住するわけなので、保育の意味も十分ここには含まれていると思う。逆に、保育という子どもの居住を保障するという中でも生活するわけなので、生活は即教育につながっている。そうした深い意味を持って一体的な提供となっていると思う。2つ目の保育の量的拡大、3つ目は地域の子育て支援の充実。これは目的として、新制度を導入することによって、一層こうした目的を進めていくというものであるならば、先ほどから予算の枠が決められていると盛んにおっしゃるが、今までと同じ枠組でこうしたことができる、やらなければならないと考えれば、先に予算の総額の枠が来れば、なかなかこういう目的を持っていても、そのことに純粋な気持ちでそれを追求していくということにはならないと思う。しかし、少なくとも、この場では本当に子どもにとって最善のものは何か。今、国際的にも子どもの権利条約ということがいわれていて、日本でも同じことだと思うが、そういうことで見るならば、今までいわれてきた予算総額を、枠を越えて、本当に子どもに必要なものは何かということ、しっかり考えていかなければならないと思う。ちなみに、うちは孫が2人いるが、2人とも私立幼稚園だった。子どもの母親が一生懸命インターネットで検索して幼稚園を選んだのだが、その時、最初に聞いた言葉は、ここ安いねんということだったから、幼稚園を選ぶということでは、ある意味、専業主婦という立場もあるので、幼児を育てる親の年齢も低いため、経済的な問題は大きな問題だと思う。</p> <p>保育の認定の問題で、本当に決まった職がないと、なかなか働いて子どもを保育所にとすることはできない。非正規の働きだと給与も低いので、そこから保育料を取ったら何のために働いているか分からないということもよく聞く。そういうことを考えると、選択肢といっても、一概にいえない部分は十分考えられる。</p>
-------------	--

<p>山縣会長</p>	<p>だから、私はやはり、新制度の目的として、この3点をしっかりと挙げているのであれば、やはり、従来の予算の枠組を超えたもの、というよりも、枠組を一旦外した上で、堺市として何ができるのかということのを改めて行政に求めていきたいと思うし、ここでは本当に子どもたち、あるいは子育てをする保護者にとって何が必要なのかを純粋に議論していくべきだと改めて感じている。</p> <p>3ページの上から2行目に、財源には消費税が充てられますとあるが、現段階では、将来的には予定されていますとしか、今の段階では言いようがなくなっている。この表現はどうするか検討いただきたい。</p> <p>少しだけ個人的なことを言わせていただきたい。(1) 質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供について、おっしゃることは全くそのとおりでと思うが、これはあくまでも子ども・子育て支援新制度という枠の話なので、残念ながら、ここに私立の確認を受けない幼稚園は入っていない。私学助成でいく幼稚園の話はここには入っていない。子ども・子育て支援新制度は、あくまでも確認を受けた幼稚園と認可保育所、小規模保育事業という新制度の中の話でしかないので、趣旨としては、私は石本委員の意見に賛成であるが、この枠組でいうと、国も実は考えていないということである。予定していた消費税、あるいは国債の分で、私立幼稚園に対しての手立ては講じない。それは国会での約束であるという前提である。私学に対しての助成は引き続き従来どおり、一般財源の中から私学助成枠を文科省レベルで取って、そこで手立てを講じるしかない。あるいは、都道府県ないし市町村が私立幼稚園、確認を受けない幼稚園の利用者あるいは園に対して、どれだけの独自財源を使うことになるかというふうに思う。</p> <p>(2) 保育の量的拡大については、上限の話を使い過ぎたが、これは個人あるいは座長として気になっているのは、枠を外して考えるのはいいことだと思うが、それをやってしまうと、財源のない計画をつくったら、今度は絵に描いた餅という批判を受ける。そのバランス、かといって上限に縛られ過ぎて、小さいものに萎縮するのも非常にまずいが、ちょっとぐらい夢は見たいが、ここはぜひ石本委員に議会で、単独財源を確保できるということを言っていただけると、もうちょっと夢を持ったものが書ける。最終的には、予算は議会で責任を持ってもらえない。われわれは、予算に責任は持てない。という意味では、ある程度、事務局と相談しながら事務局的に確保できそうな予算をフルに活用させていただくという論点になるのではないかと思う。</p> <p>先ほどからずっと議論になっている分で言うと、公私の問題で言うと、実は委員の方々もある程度ご存じかもしれないが、保育所については公私の利用料の差はない。所得に応じて一律である。堺市が保育料の軽減策を講じたら、公立の利</p>
-------------	---

	<p>用者も民間の利用者も同じく軽減される。ところが、幼稚園についていうと、これまで財源が大阪府と堺市と全く別だったため、公立幼稚園については、別財源で低い価格を設定していたが、今度の制度でいうと、公立幼稚園もこの制度の一つになった場合、公立幼稚園の利用者だけが、多めに支援を受けることが適切かどうかということ議論しないといけない。それが事業者の二方が言われていたことである。なぜ、公立幼稚園の利用者だけが多めに支援を受けているのかと。それならば公立保育所が安くてもいいではないか。そういう議論が成り立ちうる。その辺りの問題、色々なものが一緒になって議論されている。若干、私的なことを言い過ぎたが、論点になっているところと制度との関係での整理をさせていただいた。</p>
石本委員	<p>3点目に地域の子育て支援の充実という項目があるが、広い意味で考えれば、地域の子育てというのは、施設、保育所や幼稚園に行っていない子どもたちという意味だと思う。そういう意味では、私学助成の幼稚園に行っている子どもたちも、ここには当然含まれると考えられるのかと思う。その辺はまた専門なご意見、認識があると思うが、私の考えとしては、先ほどからおっしゃっているように、全ての子どもたちということが私も大切な要因だと思う。そういうことで考えれば、もう少し私立幼稚園に通う子どもは、制度の中に入らないということにはならないのではないかと。それではあまりにも限られたものになるので、やはり、適正ではないような気がする。地域の子育てというのは、それをも補完する意味で設定されているのではないかと感じている。後ほどまた、実際にどうなのか調べていきたい。</p>
山縣会長	<p>これはきっと保育料の軽減策に使ってはいけないのだと思う。保育料の軽減は一般財源でやる。</p>
羽田子ども企画課主幹	<p>そうです。</p>
山縣会長	<p>だから、私立幼稚園の軽減策も同じように、保育所の軽減措置も議会で頑張っ国基準よりも下げている部分は、市民の税金を直接利用しているという構造になっているので、おそらく私立幼稚園に対しての軽減策をこの予算の中で行うことは、国制度上あり得ない。これは議会でやっていただくことは可能だということになると思う。入れたいという気持ちは間違いないが、拠点事業や利用者支援が堺市では足りない部分だと思う。国は中学校区に2か所ぐらいでどうかと緩やかに言ってきているが、堺市は区に1か所と言っているの、全く足</p>

郭原委員	<p>りない。その辺が市民サービスとして、予算が使えるところ。病児・病後児とか堺市独自の事業が（３）には、はまりやすい。延長保育も当然。</p> <p>私の子どもは、公立幼稚園にお世話になった。今もちょうど小さい組は一クラス 35 人でいっぱいである。次も、35 人いないと 2 クラスにならない。30 人から 35 人という枠を取れないのがすごく不思議である。もし 1 クラスになったら、大きい組で入りたいとか、途中で入りたいという子どもを受け入れられない状態なのが不思議でならない。入るところはあるのに入れない状態をつくっている。公立幼稚園はすごく人数が少ない中で、公立に入りたいという人がやっぱりいると思う。30 人から 35 人なら 2 クラスにしておこうという枠がほしいと私は思う。そうしたら途中からでも入れる。1 クラスしかないのに、入りたいのに入れないというのは、一人の先生のお金の話も増えるからあると思うが、そういうことを言っていると、子育て支援になっていないのではないか。公立に入りたい人はいると思う。すごく定員割れをしているのに、一つも対策が練られないというか、せめて 3 時まで預かるとか、それなら働きにも行けるが、2 時だとすごく時間が短い。では、私立に入れたらいいのではないかという人もいるかもしれないが、公立の内容がいるという人もたくさんいると思う。時間を少し長くすれば、入れてみようとする人もいると思う。そういう対策が一つもないイメージがあるがどうか。</p>
井上学校環境整備室長	<p>公立幼稚園は、36 人以上になると 2 クラスということで、1 クラスの幼児の定員ということで定められていて、4 月 1 日現在の幼児数でクラスを確定するので、そこで教職員の人数も確定する。そうすると、年度途中でのクラス増がやりにくい状況である。それから、預かり保育の実施がないということだが、現在、堺市内では 4 か所で預かり保育を実施しているが、他の園では実施していない。これは、なぜそういう状況になっているかという、平成 19 年に堺市教育委員会の方で、地域の理解と跡地利用の活用方法が定まると、公立幼稚園は廃止をするという幼児教育基本方針が策定されており、その中でサービスの拡充が難しいというような状況が堺市の中であるということで、その辺りでのご理解をお願いしたい。</p>
山縣会長	<p>今日は色々なご意見をいただき、かなり白熱した部分もあったが、それぞれのご意見を踏まえて、すでにこの段階で修正を確認した部分もあるし、考えていただく部分もある。最後のあたりは、公立幼稚園のあり方、保育料だけの問題ではなく、他のことも含めたあり方論について意見が出ていたかと思う。若干、個人的な意見を言い過ぎたことを反省しつつ、第 4 回の子ども・子育て会議を終わら</p>

	せていただきたい。長い時間ありがとうございました。 閉会
--	---------------------------------